

憲法解釈 変更あり得る

安全保障関連法案の国会論戦では、「合憲か違憲か」がいまだに議論の中だ。

自身の議論が深まっているのは残念だ。野党は法案の印象ばかりを批判している。「戦争法案」というネーミングはデマゴギー（民衆扇動）で、国民の代表である国會議員が使うべき言葉ではない。野党代表が、世論調査を基に「国民の多くが憲法違反だと感じている」と訴えるのも違和感がある。国會議員が自ら判断を放棄しているようなものだからだ。

マゴギー（民衆扇動）

安全保障法制

語る

京都大教授

大石 真氏

九大教授などを経て1993年から現職。専門は憲法学、議会法、宗教法、日本憲法史。「憲法秩序への展望」（有斐閣）など著書多数。現在、衆院議長の諮問機関「衆院選挙制度に関する調査会」委員も務める。富崎真出身。63歳。



近　　月

改定案を平和安全法制整備法案として束ねたのも、議論を分かれにくくしていいんだ、誰も予想していないが、野党が反対しない部分、一括法案を否定するわけではないが、切り分けられ、野党が反対しない部分

憲法が作られた時の関係はどう考えるか。憲法が侵略的な武力行使の放棄を定めていたのは疑いようがない。

安全保障政策は、国際情勢を考慮して、解釈変更の余地を残し、憲法の規範と整合性を取っていくべきだろう。

続きを読む

くが憲法違反だと感じている」といえない。安倍首相のやじは品性にかかる。控えめなんでおかしい。改正手続が定められているのだからだ。

政府が既存の法律10本の憲法がすべてお見通しではないからだ。

憲法が侵略的自衛権行使する事態なのは、誰も予想していないが、野党が反対している方

は、「憲法がすべてお見通しではないからだ。

例え、ヘイトスピーチを取り締まるためにも、憲法解釈の変更が必要だ。今憲会、結社、表現の自由」が尊重され、取り締まる」とはできない。だから、日本は、ヘイトスピーチを規制

「戦争法案」呼び方 デマゴギー

—衆院憲法審査会での違憲論争をきっかけに、憲法学者が注目を浴びるようになった。

我々憲法学者は、政権へのスタンスでものを言ってはいけない。そこを誤れば、学者や研究者の範囲を踏み外してしまう。時代とともに

する法整備を求めた国連の人種差別撤廃条約の第4条を留保している。9条の解釈変更に反対する人たちは、ヘイトスピーチを取り締まるための解釈変更にも反対するのだろうか。憲法解釈は、政策的な要素に左右され得ることを認めた方がいい。

野党は憲法解釈変更を

「立憲主義を覆す」と批判

しているが、そもそも憲法の役割は、正しい形で政治家に権力を与えることだ。

「権力を抑制しなければならない」という主張は、政治家には存在価値がない、と自ら言っているようなものだ。国民が選挙で投票するのも、権力を作り、議院内閣制を確立するためなのだから、立憲主義の議論は不毛だ。

—衆院憲法審査会での違憲論争をきっかけに、憲法学者が注目を浴びるようになった。

我々憲法学者は、政権へのスタンスでものを言ってはいけない。そこを誤れば、学者や研究者の範囲を踏み外してしまう。時代とともに

野党の「立憲主義」議論 不毛

に変わる規範を、きちんと現実の出来事にあてはめることができない。これが責任ある解釈者の姿勢だと思う。内閣や国会法制局はそうした役割を担っている。最高裁も、法を大事にしながら、起き出来事にいかに妥当な解決策を見いだすかに腐心している。憲法学者にも、そういう姿勢が求められるのではないか。

（聞き手 橋本潤也）

国連の人種差別撤廃条約とヘイトスピーチ相

制 1965年の国連総会で採択され、69年に発効した条約。条約締約国は177か国（今年7月現在）。第4条で各國に人種差別を助長するようなヘイトスピーチを規制する法律の制定を求めている。日本は条約を締約したが、憲法21条が保障する「集会、結社、表現の自由」を重視する観点から、第4条の一部を保留している。このため、被害者が特定されれば、名誉毀損（きそん）罪や侮辱罪、威力業務妨害罪などで取り締まることが出来るが、日本にはヘイトスピーチ一般に対する法規制は存在しな